

令和9年度

小林市 放課後児童クラブのご案内

この利用案内には、児童クラブ入会及び利用に関わる重要な事項が記載されていますので、必ずお読みください。

小林市健康福祉部こども課

小林市細野 300 番地
電話：0984-23-1278

放課後児童クラブについて

1 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」）は、就労や就学、疾病、家族の介護等により、保護者が昼間家庭にいない小学校に通う児童に、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的としています。

児童クラブは、それぞれの児童クラブの広さや人員配置等により定員を定めています。そのため、定員を超える申請があった児童クラブにおいては、審査の結果、入会を待機していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

2 対象児童

小林市内の小学校に通う1年生から6年生までの児童

3 開所期間・利用時間

①開所期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

②利用時間

◆平日（学校の授業のある日） …………… 下校時から午後6時まで

◆土曜日、長期休業期間、学校行事の振替休日 …… 午前8時から午後6時まで

※児童クラブによっては延長対応を行っている場合があります。対応の有無や延長料については各児童クラブへお問い合わせください。

4 休業日

◆日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日およびその振替休日

◆年末年始（12月29日から1月3日まで）

※その他、台風等の災害や、感染症の集団感染等により、休業することがあります。

※児童クラブによっては、年間の計画において上記以外に「閉所日」を設けている場合があります。

5 利用区分について

利用の種類として、次の2通りがあります。

A. 通常利用 … 通年（4月～3月）の利用で、長期休業期間も含まれます。

B. 長期休業期間のみの利用（平日や学校行事の振替休日、臨時的な休校日は利用できません）

※長期休業期間とは、春休み（4月1日～始業式・入学式前日）、夏休み、秋休み、冬休み、学年末休み（終業式・卒業式翌日～3月31日）を言います。

※「A. 通常利用」を優先して入会審査を行います。

6 利用料について

児童 1 人につき下記のとおりです。保護者負担金を除く料金については、各児童クラブへ問い合わせください。

保護者負担金（利用料）	月額 3,000 円 ※休会・退会届の提出により、在籍日数に応じて保護者負担金を減額します。 在籍日数が開所日数の 3 分の 1 未満は 1,000 円、3 分の 1 以上 3 分の 2 未満は 2,000 円、3 分の 2 以上は 3,000 円です。 ※保護者負担金減免対象者は 0 円です。
保護者会費（おやつ代等）	児童クラブにより異なります。（月額 2,500 円程度）
傷害保険料	児童クラブにより異なります。（年額 2,000 円程度）
送迎料 ※送迎（学校→児童クラブ）を行っている児童クラブのみ	児童クラブにより異なります。（日額 100 円程度）
延長料 ※延長対応を行っている児童クラブのみ	児童クラブにより異なります。

★保護者負担金の減免制度について

- ・対象者は利用開始時点で、次のいずれかに該当する世帯です。
 - ①生活保護を受けている
 - ②児童扶養手当（ひとり親家庭等に支給される手当）を受給している
 - ③教育委員会から就学援助費を受けている
- ・上記に該当し、減免を希望される世帯は、事前に「小林市放課後児童健全育成事業等減免申請書」を提出してください。（毎年度、申請が必要です）。
- ・減免の対象期間は、毎年度 4 月から 3 月までです。年度途中の申請にあたっては、申請月もしくは対象者要件に該当した月からとなります。
- ・減免要件の確認のため、減免決定まで時間を要する場合があります。その際は、減免が決定するまでは一度負担金を納めていただき、減免が決定し次第、後日返還させていただきます。

7 入会解除・入会決定取り消し・入会審査保留について

次のような場合は、入会を解除、入会決定の取り消し、または入会審査を保留とすることがありますので、ご了承ください。

- ・提出した申請書等に虚偽の記載をしていることが判明した場合
- ・署名・提出した誓約書に記載のある内容に反した行為があった場合
- ・各種証明書及び申立書の期限がきたまま更新分の書類の提出がない場合
- ・クラブ内の秩序を乱したり、クラブ職員への暴力・暴言・威圧的な言動があった場合
- ・無断で長期間の欠席があった場合
- ・保護者の退職等により児童クラブの入会要件に該当しなくなった場合
- ・過去に保護者負担金の滞納がある場合

入会申請について

※継続利用希望の方も毎年度申請が必要です。

1 入会要件

児童クラブは、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象としているため、下記のとおり保護者の就労等の要件があります。

就労	就労しており、保護者が昼間家庭にいない場合（自営・内職等含む） ※就労証明書に記載の就労期間に応じて入会を決定します。 ※就労しない日は児童クラブを利用できません。
求職活動	求職活動を行うため、保護者が昼間家庭にいない場合 ※求職活動を理由として認定できる期間は、入会日または前職退職日から3か月です。それまでに就労証明書の提出がない場合は、退会となります。
就学	学校または職業訓練校に就学しており、保護者が昼間家にいない場合 ※入会要件申立書及び在学証明書等で確認できる就学期間に応じて入会を決定します。
妊娠・出産	出産前後で体調面の配慮が必要な場合 ※出産予定日の2か月前から出産後2か月までの間入会を決定します。
育児休業	育児休業中で、復職を前提としている場合
疾病・傷害	入院、障害者手帳保持、疾病による長期の安静が必要な場合
介護・看護	同居親族等の介護・看護にあたっている場合

2 提出書類

①放課後児童クラブ入会申請書（兼登録児童台帳）

②誓約書

③各種証明書及び申立書

- ・就労証明書兼自営業申立書
（※自営の方は添付書類あり）
- ・求職活動申立書（※添付書類あり）
- ・入会要件申立書（※添付書類あり）

※①②は児童1人につき1部

※③は保護者1人につき、いずれか1枚を提出
兄弟姉妹で入会を希望される場合、各種証明書及び申立書は1部で構いません。

④児童の障害者手帳もしくは診断書等の写し ※児童に配慮すべき事項がある場合のみ

⑤小林市放課後児童健全育成事業等保護者負担金減免申請書 ※該当者のみ

※提出書類が全て揃い次第、入会審査を行います。①～③が揃っていない場合は受付できませんので、ご注意ください。

※記入を誤った場合、修正テープは使用しないでください。記入を誤った部分は二重線で訂正し、空いているスペースに書き直してください。

※就労証明書兼自営業申立書は、必要な情報が記載されていれば、会社任意の様式や保育園入所に係る就労証明書の様式を使用しても構いません。

※自営業の方は、就労証明書兼自営業申立書のほかに、就労が分かる書類（開業届・確定申告書の写し等）の添付が必要です。

3 受付期間

■令和9年4月入会分（長期休業期間中のみ入会希望も含む） ※先着順ではありません

- 受付期間：令和8年10月15日（木）から11月14日（土）まで（日曜を除く。）
- 提出場所：第1希望クラブ ※上記受付期間以降はこども課(平日のみ)へ提出

※申請は年度毎に行う必要がありますので、現在入会中の方も申請が必要です。希望者が多く、審査の結果、待機や第1希望のクラブに入会できないこともありますのでご了承ください。

※上記受付期間以降も申請は可能ですが、受付期間内に提出のあった入会申請から、優先して入会審査を行います。

※申請書提出後に就労状況等の変更があった場合は、随時必要書類をこども課へ提出してください。

※申請書提出後に転出等により申請を辞退する場合は、その旨をこども課へお知らせください。

■令和9年5月以降入会分 ※先着順ではありません

年度途中の入会申請を希望される方は、下記のとおり随時受付を行っております。入会決定については、申請内容及びクラブの状況等を踏まえて入会審査を行います。

- 受付期間：入会希望日の約2週間前から
- 提出場所：入会希望クラブ もしくは こども課

4 入会審査・決定について

- ◆2月上旬頃、審査の結果をお送りします。
- ◆児童の学年、保護者の就労状況等に応じた審査基準に基づき、利用の必要性が高いと判断した児童から優先して入会の決定を行います。
- ◆申請者数が児童クラブの定員を超えている場合、審査結果・児童クラブの状況等を総合的に判断のうえ、入会者を決定します。審査結果は、「入会決定」または「入会待機」のいずれかになります。結果の通知は、全て文書にて行います。
- ◆第1希望での審査において入会ができなかった場合は、自動的に第2希望への入会審査となります。第2希望までの審査において入会できなかった場合、申請書の選択（他クラブへの入会、待機登録、申請取下げ）に沿って処理を行います。
- ◆入会審査では、児童の学年も審査対象となります。そのため、弟妹だけが入会決定し、兄姉が入会待機となることがあります。（希望がない限り、別々のクラブへ入会することはありません。）
- ◆入会待機となった方については、クラブの定員に空きが生じましたら、順に入会のご案内をします。案内の順番は、クラブの空きが生じた時点で、待機登録されている児童において再度入会審査を行い決定します。

令和9年度放課後児童クラブ一覧

放課後児童クラブ	主な対応 小学校区	定員	場所	運営法人	連絡先	送迎 支援
小林小放課後児童クラブ	小林	40	小林小学校敷地内専用 施設	特非) 小林子育て支援 協会	23-5083	
南小放課後児童クラブ	南	30	南保育園内	社福) 銀杏の会	22-6221	
細野小放課後児童クラブ	細野	65	細野小学校余裕教室	特非) みらい	23-7234	
こばと放課後児童クラブ	小林・南	35	認定こども園こばと保育園 内	社福) こばと福祉会	22-6692	○ 条件あり
三松小放課後児童クラブ	三松	40	三松小学校敷地内専用 施設	特非) 小林子育て支援 協会	23-8731	
野尻放課後児童クラブ	野尻	25	野尻小学校前専用施設	特非) 開拓舎	44-3636	
東方放課後児童クラブ	東方	25	東方保育園内	社福) 浄信会	22-3761	
西小林放課後児童クラブ	西小林	25	認定こども園西小林保育 園内	社福) 願正会	27-1647	
紙屋小放課後児童クラブ	紙屋	20	紙屋小学校余裕教室	特非) 開拓舎	46-1888	
栗須小放課後児童クラブ	栗須	25	栗須小学校余裕教室	特非) 開拓舎	44-3385	
三松小第2放課後児童ク ラブ(1～3年生)	三松	20	農村環境改善センター研 修室	特非) 小林子育て支援 協会	23-0755	
大塚原放課後児童クラブ	野尻・ 栗須	25	大塚原認定こども園敷地 内	社福) こばと福祉会	44-0700	○
三松小第3放課後児童ク ラブ(4～6年生)	三松	20	農村環境改善センター和 室	特非) 小林子育て支援 協会	23-0755	
キッズサポートルーム HUG 上ノ馬場	小林	30	二口小児科医院跡 (真方 212 番地)	一社) HUG	080- 9106-7767	○ 条件あり
みまつ放課後児童クラブ	三松	40	認定こども園みまつ内	社福) 浄信会	22-4446	
のじりこども園放課後児童ク ラブ	野尻	10	認定のじりこども園内	社福) 洗心会	44-1138	
こばかん児童クラブ	小林・南・ 細野	40	小林看護医療専門学校 内	学) 宮崎総合学院	27-3010	○ 条件あり
小林カトリック幼稚園放課 後児童クラブ	小林・南	20	小林カトリック幼稚園内	学) 宮崎カトリック学園	22-2756	
みまつこどもクラブ	三松	20	民家(堤 3505 番地 1)	一社) みなみ	080- 1457-1123	
南まちこどもクラブ	小林・南	25	民家 (細野 1163 番地 16)	一社) みなみ	080- 2792-1123	○ 条件あり
太陽の子児童クラブ	三松	20	認定こども園太陽の子幼 稚園内	学) 久留学園	23-9293	○
日章こどもクラブ	小林・南・ 細野	20	認定こども園日章内	社福) 日章福祉会	22-6043	○

特非:特定非営利活動法人 社福:社会福祉法人 一社:一般社団法人 学:学校法人

※三松小第2・第3児童クラブは、対象学年を設けておりますが、入会児童数等の調整によりクラブが変更になる場合があります。

(4年生が三松小第2へ、3年生が三松小第3になるなど)

※見学や送迎支援、クラブごとの閉所日の確認については直接各児童クラブにお問い合わせください。

各種届出

次のような場合は、必ず児童クラブもしくはこども課へ速やかに届出をしてください。

届出内容	届出書類
休会するとき	『放課後児童クラブ休会届』 ※休会が認められる期間はおおむね最大 1 か月です。 ※休会する日の前日までに提出が必要です。事後提出は認められません。 ※利用日数が少なくても、休会届の提出がない場合は利用料の減額はありません。
退会するとき	『放課後児童クラブ退会届』 ※退会する日の前日までに提出が必要です。事後提出は認められません。
住所・姓が変わったとき	『 放課後児童クラブ入会申請事項変更届 』
利用区分を変更したいとき	『放課後児童クラブ入会申請事項変更届』 ※長期休業期間のみ利用から通常利用に変更したい場合などに提出してください。 ※事前に児童クラブへ相談のうえ提出してください。
勤務先が変わったとき 勤務形態が変わったとき 就労期限が変わったとき	『就労証明書 兼 自営業申立書』 ※年度途中で就労期限が到来する方は、期限が切れる前に更新後の就労証明書を提出してください。提出がない場合、入会の解除、入会の決定取り消しを行う場合があります。 ※変則勤務の方は、シフト表の提出などをお願いする場合があります。 ※必要な情報が記載されていれば、会社任意の様式や保育園入所に係る就労証明書の様式を使用しても構いません。
仕事を辞め、求職活動を行うとき	『求職活動申立書』 ※求職活動を理由として認定できる期間は入会日または前職退職日から 3 か月です。それまでに就労証明書の提出がない場合は、退会となります。
保護者負担金減免の対象になったとき	『小林市放課後児童健全育成事業等保護者負担金減免申請書』 ※申請された月もしくは対象者要件に該当した月から減免対象となります。 ※減免の対象者要件は P. 2 に記載しています。

災害、感染症等発生時の対応について

1 台風接近時、地震等の対応について

基本的には学校の決定内容に準ずることとし、学校が休校の場合は児童クラブも閉所となります。下校時間が早まる場合は、児童の安全を確保しながら順次閉鎖の対応を行います。土曜日や長期休業期間中については、警報や特別警報が発令された場合は閉鎖となります。

2 インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等への感染時の対応について

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の集団感染により臨時休校や学年閉鎖、学級閉鎖となった場合は、閉鎖となった学校、学年、学級の児童は児童クラブを利用できません。

なお、学校保健安全法施行規則第 19 条における「出席停止の期間の基準」に定めている感染症に感染した児童は、児童クラブを利用できません。主なものは次の通りです。また、利用できない期間については、学校の出席停止の取扱いに準じます。

- ①インフルエンザ ②百日咳 ③麻疹 ④流行性耳下腺炎 ⑤風しん ⑥水痘
- ⑦咽頭結膜熱 ⑧新型コロナウイルス感染症 ⑨結核 ⑩髄膜炎菌性髄膜炎

申請書類等ダウンロード

各種様式データ、よくあるご質問等についてホームページに掲載しておりますのでご確認ください。



【小林市 HP】

小林市ホームページをチェック🔗

